

諮問日：令和5年5月22日（令和5年度（最情）諮問第5号）

答申日：令和5年11月21日（令和5年度（最情）答申第10号）

件名：特定事件の特定の郵便物の受理等を記録した帳簿等の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1の(3)並びに3の(8)（ただし、転送日が記載された文書に限る。）及び(9)の申出について、不服申立書送付簿（以下「本件対象文書1」という。）、令和3年度送付簿（家庭局分）（以下「本件対象文書2」という。）及び決裁票（最高裁家二第1255号。別添文書含む。以下「本件対象文書3」という。）を対象文書として特定し、それぞれその一部を不開示とした判断（以下「原判断1」という。）、別紙記載1の(1)、(2)及び(4)並びに同2の(5)並びに同3の(8)（ただし、転送日が記載された文書を除く。）の申出に係る各文書はいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断2」という。）、別紙記載2の(6)及び(7)の申出に係る各文書はいずれも司法行政文書開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断3」という。）は、いずれも妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年1月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書1につき、裁判所職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

の情報は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）
5条1号ただし書ハに該当し、不開示情報から除かれるため、差出人名、受領
印及び記載終了の印等を開示すべきである。

本件対象文書2につき、文書の表示欄を不開示とする合理的な理由がないこ
と、受領印は、上記と同様の理由から、開示すべきである。

本件対象文書3につき、裁判所職員の印影は、上記と同様の理由から開示す
べきであり、本件対象文書3に記載されている開示申出人本人の氏名その他の
記述等と思われる部分についても、本人の同意があるとき、又は本人に提供す
るときに当たり、法5条1号ただし書イに該当することから開示すべきである。

別紙記載1の(4)の文書につき、民事事件係は、下級裁判所へ送付した事件
記録の中に申立書が含まれていたか否かが分かるはずである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 最高裁判所は、各開示申出のうち、別紙記載2の(5)、(6)及び(7)並びに
3の(8)及び(9)を以下のとおり整理した。

(1) 別紙記載2の(5)の申出について

特定事件番号特別抗告提起事件（本件特別抗告事件）の令和3年8月23
日付け調書の異議申立書兼補充判決申立書（本件申立書）、同年9月28日
付け調書の異議申立書兼補充判決申立書の補充（本件補充書面1）及び同年
12月20日付け調書の異議申立書兼補充判決申立書の補充(2)（本件補充
書面2。本件申立書、本件補充書面1及び本件補充書面2を併せて「本件申
立書等」という。）の令和3年度の管理主任名又は管理責任者名が記載され
た文書

(2) 別紙記載2の(6)の申出について

書記官室において、本件申立書等が保管されていることを記載した帳簿又
は本件申立書等を複写した控え

(3) 別紙記載2の(7)の申出について

書記官室が本件特別抗告事件の抗告人宛てに発送した令和3年8月23日付けのお知らせ（以下「本件お知らせ文書」という。）の控え若しくはその原本等が保管されていることを記載した帳簿又は本件お知らせ文書を複写した控え

(4) 別紙記載3の(8)の申出について

最高裁判所事務総局総務局D参事官宛て令和3年11月11日付け裁判所の事務の取扱方法の不服申立て（本件不服申立て）の最高裁判所事務総局総務局における受領日並びに同局から同事務総局家庭局への転送日及び転送理由が記載された文書

(5) 別紙記載3の(9)の申出について

本件不服申立てについての最高裁判所事務総局家庭局における決裁文書

2 最高裁判所において、上記の整理を前提に、本件各開示申出に係る文書を探索したところ、別紙記載1の(3)の申出について本件対象文書1が、同3の(8)の申出のうち本件不服申立ての最高裁判所事務総局総務局から同事務総局家庭局への転送日が記載された文書として本件対象文書2が、同3の(9)の申出について本件対象文書3が対象文書として該当した。

本件対象文書1及び本件対象文書2のうち、差出人等の氏名及び裁判所職員の印影は法5条1号に定める個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情もないことから、同部分を開示しないこととした。また、本件対象文書3のうち、裁判所職員の印影並びに本件不服申立ての申立人の氏名、住所、電話番号及び本件不服申立ての具体的内容等は、法5条1号に定める不開示情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情もないことから、同部分を開示しないこととした。なお、本件対象文書3の不開示部分のうち、当該情報のみで特定の個人を識別することができる情報に当たる部分（印影、氏名、住所及び電話番号）を除いた部分につき、原判断においては法5条1号後段に定める公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがある情報に

相当するものとして開示しないこととしたが、改めて検討した結果、当該部分についても、当該書面に記載された個人の氏名と一体となって個人識別情報に相当するものと考えた。

- 3 また、別紙記載2の(6)及び(7)の各文書は、いずれも裁判事務に関する文書であることから司法行政文書開示手続の対象とはならず、その余の開示申出に係る各文書は存在しなかった。
- 4 苦情申出人は、本件対象文書1につき、裁判所職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報は法5条1号ただし書ハに該当し、不開示情報から除かれるため、差出人名、受領印及び記載終了の印等を開示すべきである旨主張する。

この点、「差出人名等」欄の不開示部分には裁判所職員ではない特定人の氏名が記載されているところ、法5条1号ただし書ハに相当する事情はなく、そのほか、同号ただし書イ又はロに相当する事情もない。また、「受領印」欄及び記載終了の付記部分の不開示部分には、裁判所職員の印影が記載されているところ、印影は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影が公にされた場合には、これを偽造され、悪用されるなどして、個人の権利利益を害するおそれがあるものである。裁判所の情報公開制度においては、裁判所職員の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は、特段の支障が生ずるおそれがある場合を除き公にすることとして取り扱っているが、裁判所職員の印影については、当該裁判所職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、上記の理由から、公にすることにより特段の支障が生ずるおそれがあることから、同号ただし書イに掲げる事情に相当するものとはいえず、同号ただし書ロ及びハに掲げる事情にも当たらない。

- 5 また、苦情申出人は、本件対象文書2につき、文書の表示欄を不開示とする合理的な理由がないこと、受領印は、4と同様の理由から、開示すべきである旨主張する。

この点、「文書の表示」欄の不開示部分には、当該文書の差出人の氏名が記載されているところ、法5条1号ただし書イからハマまでに相当する事情はない。また、「受領印」欄の不開示部分には、裁判所職員の印影が記載されているところ、当該部分を不開示とすべき理由は上記4に記載したとおりである。

- 6 苦情申出人は、本件対象文書3につき、裁判所職員の印影は、4と同様の理由から開示すべきであり、本件対象文書3に記載されている開示申出人本人の氏名その他の記述等と思われる部分についても、本人の同意があるとき、又は本人に提供するときに当たり、法5条1号ただし書イに該当することから開示すべきである旨主張する。

この点、裁判所職員の印影部分を不開示とすべき理由は4に記載したとおりである。

また、裁判所職員の印影以外の不開示部分については、本件不服申立ての申立人の氏名、住所、電話番号及び本件不服申立ての具体的内容等が記載されているところ、法は、個人に関する情報について、同号ただし書イからハマまでに該当するもの以外は、開示申出人が当該個人本人であるか否かにかかわらず、一律に不開示とすることとしているのであるから、仮に当該部分に苦情申出人の氏名や苦情申出人に係る情報が記載されていたとしても、開示することはできない。

- 7 苦情申出人は、別紙記載1の(4)の文書につき、民事事件係は、下級裁判所へ送付した事件記録の中に申立書が含まれていたか否かが分かるはずである旨主張する。

この点、事件記録を他の庁に送付する際には、司法行政事務として、当該事件記録に含まれる文書を把握し、それを文書に残すことは行っておらず、その必要もない。

- 8 そのほか、苦情申出人は、縷々主張するが、原判断が相当である理由は上記のとおりであり、いずれも原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年5月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月19日 苦情申出人から意見書（同月15日付け）及び資料を收受
- ④ 同年10月20日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 原判断1について

- (1) 苦情申出人は、本件対象文書1につき、裁判所職員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分の情報は、法5条1号ただし書ハに該当するなどとして、不開示部分を開示すべきである旨主張する。

本件対象文書1を見分した結果によれば、本件対象文書1のうち「差出人名等」欄の不開示部分には、裁判所職員ではない特定の個人の氏名が記載されていると認められる。この記載部分は、法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書ハに相当する事情はなく、同号ただし書イ又はロに相当する事情もない。また、同見分の結果によれば、本件対象文書1のうち、「受領印」欄及び記載終了の付記部分の不開示部分には、裁判所職員の印影が記載されていることが認められる。裁判所職員の印影は、法5条1号に規定する個人識別情報であると認められ、当該職員の職務遂行に係る情報に含まれるものではあるものの、実印か否かを問わず、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該裁判所職員の権利利益を侵害するおそれがある。したがって、裁判所職員の印影については、公にすることにつき特段の支障を生ずるおそれがあることから、法5条1号ただし書イに掲げる情報に

相当するとはいえず、また、同号ただし書口及びハに掲げる情報にも当たらない。

- (2) 次に、苦情申出人は、本件対象文書2につき、文書の表示欄を不開示とする合理的な理由がないこと、受領印は、(1)と同様の理由から開示すべきである旨主張する。

本件対象文書2を見分した結果によれば、同文書のうち「文書の表示」欄の不開示部分には、当該文書の差出人の氏名が記載されていると認められるところ、この記載部分は、法5条1号の個人識別情報に相当し、同号ただし書イからハマまでに相当する事情はない。また、同見分の結果によれば、本件対象文書2のうち「受領印」欄の不開示部分には、裁判所職員の印影が記載されていると認められるところ、当該部分を不開示とすべき理由は上記(1)に記載したとおりである。

- (3) また、苦情申出人は、本件対象文書3につき、開示申出人本人の氏名その他の記述等と思われる部分について、本人の同意があるとき、又は本人に提供するときに当たり、法5条1号ただし書イに該当することから開示すべきである旨主張する。

本件対象文書3を見分した結果によれば、本件対象文書3は、決裁票並びにその添付書類としての特定人からの送付状及び送付状の同封書類としての本件不服申立書から構成され、不開示部分には、裁判所職員の印影のほか、本件不服申立書作成者の氏名、住所、電話番号及び印影並びに本件不服申立書の具体的記載内容が記載されているものと認められる。このうち、裁判所職員の印影が法5条1号の不開示情報に相当することは上記(1)のとおりである。また、裁判所職員の印影以外の部分は、本件不服申立書作成者である特定の個人に関する情報であるところ、氏名、住所、電話番号及び印影が法5条1号の個人識別情報に相当することは疑いがなく、また、本件不服申立書の具体的な記載内容も、同文書作成者の氏名等と一体として法5条1号に

規定する個人識別情報に当たるものと認められる。そして、本件不服申立書の具体的な記載内容が公にされた場合には、本件不服申立書作成者の意見や要望の内容が明らかになり、又はこれらを推知させることから、当該作成者の権利利益が害されるおそれがあり、部分開示（取扱要綱記第3の2）も相当ではない。法は、個人に関する情報について、法5条1号ただし書イからハまでに該当するもの以外は、開示申出人が当該個人本人であるか否かにかかわらず、一律に不開示とすることとしているものと解されるから、仮に当該部分に苦情申出人の氏名や苦情申出人に係る情報が記載されていたとしても、開示することは相当ではない。

2 原判断2について

苦情申出人は、別紙記載1の(4)の文書につき、民事事件係は、下級裁判所へ送付した事件記録の中に申立書が含まれていたか否かが分かるはずである旨主張する。しかしながら、事件記録を他の庁に送付する際には、司法行政事務として、当該事件記録に含まれる文書の内容を把握し、その結果を文書に残すことは行っておらず、その必要もない旨の最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はなく、ほかに最高裁判所が上記文書を保有することをうかがわせる事情も認められない。したがって、最高裁判所が上記文書を保有しているとは認められない。

3 原判断3について

苦情申出人は、別紙記載2の(6)及び(7)の申出について、裁判事務に関する文書であるならば、事件記録として送付されているはずであるが、そうっていないので送付を希望するなど主張する。各申出に係る文書は、いずれも司法行政文書開示手続の対象とはならないから、この点についての原判断は妥当である。

4 以上のとおり、原判断1については、本件不開示部分がいずれも法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められ、原判断2については、最高裁判

所において開示申出に係る文書を保有していないと認められ、原判断3については、開示申出文書が司法行政文書の開示手続の対象とならないと認められるから、いずれも妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

次の(1)から(9)までの文書

1 特定特別抗告提起事件（以下「本件特別抗告事件」という。）の郵便物の受理について、貴所第二訟廷事務室民事事件係（以下「事件係」という。）における郵便物の受理及びその配送先を記録した帳簿等の文書。該当する文書がない場合は、「ない」と回答して頂きたい。

(1) 令和3年8月23日付けの調書の異議申立書兼補充判決申立書（以下「本件申立書」という。）を貴所特定小法廷書記官室（以下「書記官室」という。）のA書記官宛てに送付し、同月24日（事件係のB氏に電話で確認済み）に受理したことが記載された文書。

(2) 同年9月28日付けの調書の異議申立書兼補充判決申立書の補充（以下「本件補充書面1」という。）を書記官室のA宛てに送付し、同月30日（事件係のB氏に電話で確認済み）に受理したことが記載された文書。

(3) 同年12月20日付けの調書の異議申立書兼補充判決申立書の補充（2）（以下「本件補充書面2」という。）を事件係宛てに送付し、同月21日頃に受理し、書記官室の誰宛に配送されたことが記載された文書。

(4) 本件特別抗告事件の事件記録を同年9月7日に静岡家庭裁判所特定支部へ送付しているので、その中に本件申立書が含まれていることを示す文書。

2 本件特別抗告事件の本件申立書、本件補充書面1及び本件補充書面2の保管について、書記官室における公文書の保管及び記録簿等の文書若しくは書記官室においてこれらの文書を保管していることを証明する為に複写したものを提示して頂きたい。

(5) 令和3年度の書記官室の公文書の管理主任名又は管理責任者名が記載された文書。

(6) 書記官室において、本件申立書、本件補充書面1及び本件補充書面2を保管した記録簿等の文書若しくは書記官室においてこれらの文書（書記官室のAに

電話で確認済み)を保管していることを証明する為に複写したものを提示して頂きたい。

(7) 書記官室が、本件の抗告人宛に発送した令和3年8月23日付けのお知らせを保管した記録簿等の文書若しくは書記官室において、文書(書記官室のC首席書記官の判断でA以外の裁判所書記官が作成した文書であることをAより電話で確認している)を保管していることを証明する為に複写したものを提示して頂きたい。

3 令和3年11月11日付けの裁判所の事務の取扱方法の不服申立て(以下「本件不服申立て」という。)を貴所事務総局総務局(以下「総務局」という。)のD参事官宛てに送付しているので、その後の転送及び回答の文書を提示して頂きたい。

(8) 総務局が、本件不服申立てを同月12日頃に受領し、同月15日頃に貴所家庭局第2課家事法規事件係(以下「家事係」という。)のE係長宛てに転送(総務局の総合管理調整係のF係長に電話で確認済み)されているので、本件不服申立ての受領日並びに転送日及び転送理由が記載された文書。

(9) 家事係のE係長が、同月18日頃に不服申立ての決裁をした文書。